

最高裁秘書第4637号

令和元年9月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

平成31年2月13日付け（同月15日受付、最高裁秘書第813号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

園部逸夫裁判官の履歴書（片面で9枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（本籍地等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

15

2丁

昭和三十九年度京都大学大学院法学研究科担当を命
ずる

履歴書用紙

執

判

所

年号

月

日

事

項

序

名

する

昭和三九

八

五

タイ国、マレーシア連邦および中華民国の各国へ出

張を命ずる

京都大学

昭和三十九年九月二日 出発

—

—

昭和三十九年十月二十八日 帰着

京都大学大学院法学研究科担当を命ずる

三

一五

アメリカ合衆国、連合王国、イスラエル、フランス国

國部逸夫

およびドイツ連邦共和国の各國へ出張を命ずる

昭和四十二年三月三十日 出発

昭和四十二年六月二十九日 帰着

履歴書用紙

裁判

所

就職

項目

府

名

京都大学

年号

月日

事

項

府

名

昭和四四

三一〇

カナダ國およびアメリカ合衆國へ出張を命ずる

昭和四十四年三月十二日

出発

項目

府

名

三二

三二

辞職を承認する
(退職手当を支給しない)

項

府

名

四一

一一

判事兼簡易裁判所判事に任命する

項

府

名

東京地方裁判所判事に補する

東京家庭裁判所判事に補する

兼ねて東京簡易裁判所判事に補する

項目

府

名

最高裁判所

東京高等裁判所

東京高等裁判所判事の職務代行を命ずる

項目

府

名

東京高等裁判所

東京高等裁判所

東京高等裁判所判事の職務代行を命ずる

項目

府

名

		4丁											
履歴書用紙		年号		月日		項		裁判所		内閣		最高裁判所	
" 五〇 一		昭和五五		三一		裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了		内閣		兼官を免する		東京高等裁判所判事に補する	
" 五二 四		" 一		" 一		最高裁判所裁判所調査官に充てる		内閣		前橋地方裁判所判事に補する		兼ねて前橋家庭裁判所判事に補する	
" 五三 一		" 一		" 一		東京地方裁判所判事に補する		内閣		最高裁判所		最高裁判所	
" 五四 四		" 一		" 一		最高裁判所裁判所調査官に充てる		内閣		最高裁判所		最高裁判所	
" 五六 一		" 一		" 一		最高裁判所判例委員会幹事を命ずる		内閣		最高裁判所		最高裁判所	
" 五七 一		" 一		" 一		司法試験(第二次試験) 考査委員に任命する		内閣		最高裁判所		最高裁判所	
" 五八 一		" 一		" 一		任期は昭和五十五年十二月三十一日までとする		内閣		最高裁判所		最高裁判所	
" 五六 一		" 一		" 一		裁判に任命する		内閣		最高裁判所		最高裁判所	
" 五九 一		" 一		" 一		東京地方裁判所判事に補する		内閣		最高裁判所		最高裁判所	
" 五九 一		" 一		" 一		最高裁判所裁判所調査官に充てる		内閣		最高裁判所		最高裁判所	
" 五六 一		" 一		" 一		司法試験(第二次試験) 考査委員に任命する		内閣		最高裁判所		最高裁判所	
" 五六 一		" 一		" 一		任期は昭和五十六年十二月三十一日までとする		内閣		最高裁判所		最高裁判所	
" 五六 一		" 一		" 一		最高裁判所上席調査官を命ずる		内閣		最高裁判所		最高裁判所	

6丁

國部逸夫

併任する

1

筑波大学第一学群長に併任する

併任の期間は昭和六十二年三月三十一日までとする。

113

(任期は昭和六十三年五月二十日)

履歷書用紙

卷之三

序

正論に

卷之三

法務省

THE INFLUENCE OF THE PREDATOR ON THE PREY 11

111

宋史一卷

成蹊大学

111

三〇 昭和六十二年度司法試験（第二次試験）考査委員に

園部逸夫

任期は昭和六十二年十二月三十一日までとする

法務省

任命する

" 六三

一 四

昭和六十三年度司法試験（第二次試験）考査委員に

任命する

任期は昭和六十三年十二月三十一日までとする

法務省

履歴書用紙

年号

月日

事

項

裁

判

所

序

名

" 二八

地方制度調査会委員に任命する

内

閣

（任期は昭和六十五年九月二十七日まで）

" 六四

一 四

昭和六十四年度司法試験（第二次試験）考査委員に

任命する

任期は昭和六十四年十二月三十一日までとする

法

務

省

8丁		二〇 平成元年度司法試験（第二次試験） 考査委員を免ずる	
平成二年三月二十九日	内閣	願に依り地方制度調査会委員を免ぜる	
平成二年五月二日	成蹊大学退職	最高裁判所判事に任命する	
平成二年五月二十四日	最高裁判所	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	
平成二年九月十六日	最高裁判所	歐州各国における司法事情視察のため約十七日間の予定で歐州各国に出張を命ずる	

履歴	書用紙	年号	月日	事項	執務	裁判所
平成四年五月三日	平成三年九月二日	平成三年九月十六日	平成三年十月二日	平成三年九月十六日出発	最高裁判所	最高裁判所
平成四年五月三日	平成四年五月二日	平成四年五月二日	平成四年五月二日	最高裁判所判例委員会委員を命ずる	最高裁判所	最高裁判所
平成四年五月三日	平成四年五月二日	平成四年五月二日	平成四年五月二日	歐州各国における司法事情視察のため約十七日間の予定で歐州各国に出張を命ずる	最高裁判所	最高裁判所
平成五年五月一四日	平成五年五月二六日	平成五年五月十日	平成五年五月十日	平成五年五月十日出発	最高裁判所	最高裁判所
平成五年五月一四日	平成五年五月二六日	平成五年五月二六日	平成五年五月二六日	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	最高裁判所	最高裁判所
平成五年五月一九日	平成五年五月二六日	平成五年五月二六日	平成五年五月二六日	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	最高裁判所	最高裁判所
平成五年五月一九日	平成五年五月二六日	平成五年五月二六日	平成五年五月二六日	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	最高裁判所	最高裁判所
平成五年五月一九日	平成五年五月二六日	平成五年五月二六日	平成五年五月二六日	最高裁判所判例委員会委員を委嘱する	最高裁判所	最高裁判所
平成五年五月一九日	平成五年五月二六日	平成五年五月二六日	平成五年五月二六日	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	最高裁判所	最高裁判所
平成五年五月一九日	平成五年五月二六日	平成五年五月二六日	平成五年五月二六日	我が国の民事司法改革についての	最高裁判所	最高裁判所

講演及び日英両国の民事司法改革の諸

問題について英國司法首腦部と意見交換を行ふため約十日間の予定で英國に出席を命ずる

最高裁判所

平成八年十一月廿七日
九二六 大韓民国憲法裁判所訪問等のため約七
日間の予定で同国に出張を命ずる
一平成九年四月三十日 出発

平成九年五月六日帰着

履歷書用紙
裁判所